

障害者差別解消法って？



この法律のポイントはココ！

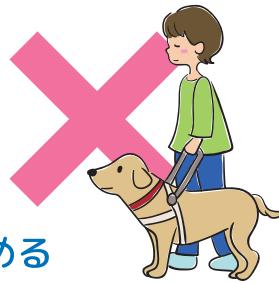
- ★ 不当な差別的取扱いの禁止
- ★ 合理的配慮の提供

不当な差別的取扱いの禁止

役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由がないのに、障害を理由として差別することを禁止しているよ

不当な差別的取扱いの事例

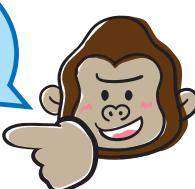
- ◆ 飲食店や施設において盲導犬との入店を断る
- ◆ 企業実習の際、障害のある人の受け入れを断る
- ◆ 入塾の際に、他の人にはない同意書の提出を求める
- ◆ 土足厳禁の飲食店で、車イスを土足の扱いとして降りるよう求める



合理的配慮の提供

役所や会社、お店などの事業者は、障害のある人やその家族から、何らか対応を求められたときは、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くなどの配慮をすることが求められているんだ

事例は
ページを
めくってね



改正障害者差別解消法が施行されました！（令和6年4月）

なにが変わったの？



民間事業者の
合理的配慮の提供

努力義務から 法的義務へ

これまで合理的配慮の提供は、国の行政機関や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務でしたが、民間事業者においても法的義務になります。

（※2）雇用の分野における合理的配慮の提供については「障害者の雇用の促進等に関する法律」で法的義務とされています。

